



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社ファンケル  
代表者名 代表取締役 島田 和幸  
社長執行役員 CEO  
(コード番号:4921 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 松本 浩一  
社長室 長  
(TEL 045-226-1200)

## 支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社であるキリンホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主(親会社を除く)、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社の商号等

(2024年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
キリンホールディングス株式会社	その他の関係会社	32.64	—	32.64	株式会社東京証券取引所 プライム市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係等

キリンホールディングス株式会社(以下「キリンホールディングス」といいます。)は当社の議決権の32.64%を所有するその他の関係会社であります。キリンホールディングスは食から医にわたる領域で事業を展開しておりますが、当社は医と食をつなぐヘルスサイエンス領域において両社のブランド・技術を活用した製品の共同開発を行うなど、協力関係を維持しつつも、独立性を保ちながら事業を遂行しております。

人的関係については、2024年6月22日現在、一定の協力関係を保っていく目的から、キリンホールディングスの取締役副社長が当社の社外取締役を兼務しております。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やその企業グループとの取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

キリンホールディングス及び同社グループ企業が有するブランド力その他の経営資源は、当社及び当社グループの企業価値の向上に有益であると考えております。当社は、キリンホールディングスの企業グループに属することにより、こうした経営資源を有効に活用することができます。

当社は、キリンホールディングスの企業グループにおいて、主にヘルスサイエンス事業で協業しておりますが、当社グループが事業活動を行ううえでキリンホールディングス及び同社グループ企業から制約を受けることはありません。

- ③親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループのキリンホールディングス及びそのグループ企業との取引は、グループ外取引と同様の条件によっており、適正な取引を確保しております。

- ④親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社グループはキリンホールディングス及びそのグループ企業と協力関係を保ちながら事業展開を図っておりますが、事業上の制約を受けることはなく、経営全般についても当社独自の経営判断で行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主等の取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場価格などを参考にしながら合理的に決定され、特別な取引条件はありません。

### 5. その他

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、キリンホールディングス株式会社による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注1)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、キリンホールディングス株式会社が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を完全子会社化することを企図しており、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては、2024年6月14日開示の「キリンホールディングス株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

(注1)「本新株予約権」とは、下記①乃至④の新株予約権を総称していいます。

- ① 2007年11月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2007年第5回新株予約権(行使期間は2007年12月4日から2037年12月3日まで)
- ② 2008年11月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2008年第6回新株予約権(行使期間は2008年12月2日から2038年12月1日まで)
- ③ 2009年11月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2009年第7回新株予約権(行使期間は2009年12月2日から2039年12月1日まで)
- ④ 2010年11月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2010年第8回新株予約権(行使期間は2010年12月2日から2040年12月1日まで)
- ⑤ 2011年11月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2011年第10回新株予約権

- (行使期間は2011年12月2日から2041年12月1日まで)
- ⑥ 2012年11月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2012年第12回新株予約権  
(行使期間は2012年12月4日から2042年12月3日まで)
  - ⑦ 2013年11月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2013年第13回新株予約権  
(行使期間は2013年12月3日から2043年12月2日まで)
  - ⑧ 2014年10月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2014年第15回新株予約権  
(行使期間は2014年12月2日から2044年12月1日まで)
  - ⑨ 2015年10月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2015年第16回新株予約権  
(行使期間は2015年12月2日から2045年12月1日まで)
  - ⑩ 2016年10月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2016年第17回新株予約権  
(行使期間は2016年12月2日から2046年12月1日まで)
  - ⑪ 2017年10月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2017年第18回新株予約権  
(行使期間は2017年12月2日から2047年12月1日まで)
  - ⑫ 2018年10月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2018年第19回新株予約権  
(行使期間は2018年12月4日から2048年12月3日まで)
  - ⑬ 2019年10月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2019年第20回新株予約権  
(行使期間は2019年12月3日から2049年12月2日まで)
  - ⑭ 2020年11月4日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された2020年第21回新株予約権  
(行使期間は2020年12月2日から2050年12月1日まで)

以上